

森林・林業再生基盤づくり交付金（新規） ＜うち、木造公共建築物等の整備＞

【平成25年度概算決定額 1, 612, 164(0)千円の内数】

事業のポイント

○地域材を利用するモデル的な木造公共建築物の施設整備や、公共建築物の内装木質化への支援を行います。

（公共建築物への木材利用）

- ・公共建築物については木造率が低く（床面積ベースで22年度8.3%）、今後、木材利用を促進していくことが重要です。
- ・公共建築物は、地域住民が広く活用することから、住宅等他の建築物等への波及も期待できます。

政策目標

○公共建築物の木造率（床面積）を平成27年度までに24%に向上

＜内容＞

木材自給率の向上に向けて、公共建築物等木材利用促進法に即した施設の設計上の工夫や効率的な木材調達等を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物を整備し、そこで得られたコスト低減などのノウハウを広く普及できる施設に限って支援を行います。

具体的には、原則、地域材を利用し、①鉄骨・鉄筋コンクリート造と比較し、概ね同等水準のコストで整備することが可能であり、②施工後に地域住民に対し、普及PRを実施し、③各種試験・モニタリングに協力できるものにつき工事費（建築本体、内装木質化）及び計画・設計費（設計図書等一切の情報を公開するもの）に対し支援します。

＜交付率＞

定額（1／2）

＜事業実施主体＞

地方公共団体、民間事業者等

＜事業実施期間＞

平成25年度～29年度（5年間）

[担当課：林野庁木材利用課]